

建物も

あなたと同じ

健康診断



建物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

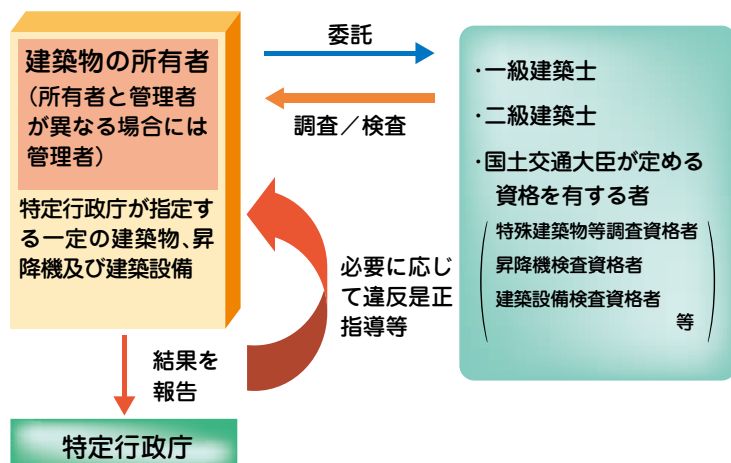
国土交通省・建築物防災推進協議会・一般財団法人日本建築防災協会

建築基準法に基づく定期報告制度の概要

建築物の所有者・管理者・占有者は常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。特に多数の者が利用するような用途及び規模の建築物等については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要があります。

このため、特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び換気・排煙設備等の建築設備を指定し、これらの建築物については所有者・管理者に委ねるだけでなく、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けています(建築基準法第12条第1項及び第3項)。

また、定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象(百万円以下の罰金)となります(建築基準法第101条第1項第2号)。



平成20年4月1日施行の定期報告制度

見直されたポイント

ここに記載している内容については、特定行政庁により異なる場合がありますので、詳しくは、特定行政庁へお問い合わせ下さい。

①特殊建築物等

これまで

●外装タイル等の劣化・損傷

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば「精密調査を要する」として建築物の所有者等に注意喚起

平成20年4月1日以降

【竣工等から10年が経過した場合】

全面打診等により調査

【その他の場合】

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば、全面打診等により調査

※全面打診等は歩行者に危害を与えるおそれがある部分に限る
※乾式工法の外装タイル等は目視調査のみ



●吹付けアスベスト等
施工の有無、飛散防止対策の
有無・劣化損傷状況を調査

左に加え、吹付けアスベストが施工され、かつ飛散防止対策がされていない場合は、当該アスベストの劣化損傷状況を調査

●建築設備・防火設備
設備の有無及び定期的な
点検の実施の有無を調査

左に加え、定期的な点検が実施されていない場合は、作動状況を調査

調査結果の報告の際に、配置図及び各階平面図を添付

②遊戯施設

これまで

●車輪軸等のき裂

1年に1回、探傷試験により検査

平成20年4月1日以降

目視で検査するとともに、探傷試験を次のとおり実施

●人力走行のものは5年に1回

●定常走行速度が40km/h未満のものは
3年に1回

●それ以外は1年に1回

●その他目視により検査して異常があった場合



検査結果の報告の際に、車輪軸等の探傷試験の結果を添付

③昇降機

これまで

●ブレーキパッドの摩耗

目視により検査(不適合の判定基準は摩耗がはなはだしく制動力の維持が困難な場合)

●主索の損傷

目視によりJISの基準を満たしていることを検査(満たしていなければ不適合)



平成20年4月1日以降

摩耗の程度を測定し検査結果表に測定値を明記(測定値により結果の判定を行う場合)するとともに、結果の判定基準を明確化

目視により一定の基準(おおむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査

検査結果の報告の際に、主索(最も摩損したもの)、ブレーキパッドの状況がわかる写真を添付

④建築設備

これまで

重要項目以外は抽出検査(数回で検査対象全数を一巡するよう留意)



平成20年4月1日以降

原則として全数検査とするが、国土交通大臣が定める項目(換気量測定、排煙風量測定など)については、1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に報告を行う(1/3の抽出等)。

検査結果の報告の際に、次のものを添付

- 換気設備→換気状況評価表と換気風量測定表
- 排煙設備→排煙風量測定記録表
- 非常用の照明装置→照度測定表

戸開走行保護装置、地震時管制運転装置 設置済マーク表示制度

エレベーターにつきましては、建築基準法施行令の改正により、平成21年9月28日以降は戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。しかしながら、それ以前は設置が義務付けられていないため、より一層の安全性確保の観点から、既設エレベーターへの普及促進を図ることを目的に、利用する方々にこれらの装置が設置済であることを示すマークを表示する制度です。

詳細は、一般社団法人建築性能基準推進協会へお問い合わせください。(ホームページ <http://www.seinokyo.jp>)



戸開走行保護装置設置済マーク

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの装置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人の挟まれを防ぐ装置



地震時管制運転装置設置済マーク

地震発生初期の微振動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動運転し乗客をエレベーター外へ避難させることにより、かご内への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置・予備電源装置も必要

特殊建築物等の定期調査報告

火事の時 安全に避難 できますか

廊下、階段、バルコニー等に物を置いたり、防火シャッターの下や防火戸のまわりに物を置いたりすると、火が発生したときなど、防火戸などが閉らなかったり、火災による被害を大きくする原因となります。日頃から注意・点検をいたしましょう。



特殊建築物等 定期調査報告マーク

特殊建築物等調査資格者等に相談しましょう。



多数の人々が利用する建物のうち、特定行政庁が指定した建物及び設備又は昇降機は、定期的にその現状を専門家に調査・検査させて、その結果を特定行政庁に報告することが義務づけられています。(建築基準法第12条:定期調査・検査報告)

報告は、決められた報告様式により行うこととなりました。(建築基準法施行規則第5条:建築物の定期報告、第6条:建築設備等の定期報告)

建築設備の定期検査報告

建築設備は 安全ですか

換気設備、排煙設備、非常用照明、給排水設備等の事故防止のため日頃の点検と定期検査を実施し検査報告済証を掲示しましょう。



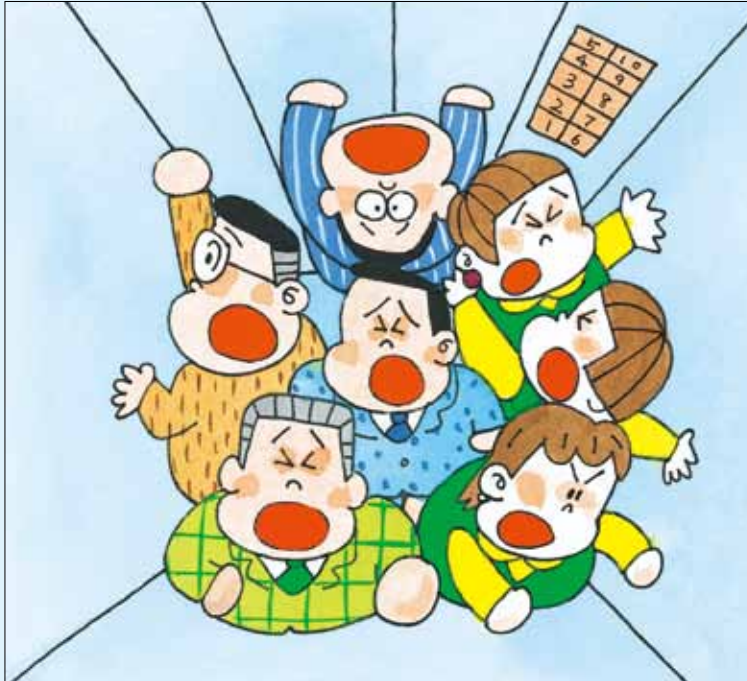
建築設備 定期検査報告マーク

建築設備検査資格者及び建築設備診断技術者
(ビルディングドクター) に相談しましょう。



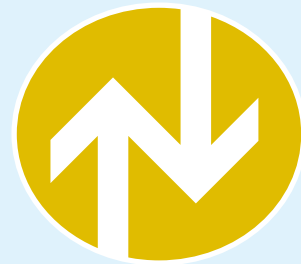
多くの犠牲者を出した建物事故のほとんどは、定期報告などの維持管理が不適切でした。
維持保全を適切に行わない所有者・管理者は罰せられることがあります。

昇降機等の定期検査報告



エレベーター、エスカレーター等は安全ですか

日常の維持保全を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事故が発生します。日常の点検と定期検査を実施し検査報告済証を掲示しましょう。



昇降機等 定期検査報告マーク

昇降機検査資格者に相談しましょう。

建物の所有者・管理者は、建物をいつも適法な状態に維持するよう努めなければならないこととされています。

多数の人々が利用する建物の所有者などは、建物の敷地、構造及び設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建物の維持保全に関する計画を作成し、適切な措置を講じなければならないことが定められています。(建築基準法第8条:維持保全計画の作成)

日頃から注意、点検を

建物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

建物の外壁は安全ですか

外壁は、年数が経過すると老朽化し、ひび割れや浮き上がり、腐食等が発生します。そのまま放置すると外壁の落下により思わぬ事故が発生し社会的な責任も問われる場合があります。日頃から点検、診断し、異常が認められたときは早急に補修・改修をしましょう。

老朽化等が進んでいない建物でも、地震により外壁が落下して思わぬ事故を起こすことがあります。地震に対する外壁の安全性についても別途診断評価をしましょう。

特殊建築物等調査資格者及び建築仕上診断技術者(ビルディングドクター)等の専門家に相談しましょう。また、「外壁の地震に対する安全性の評価方法」で安全性をチェックしましょう。



特殊建築物等の調査報告、建築設備、昇降機等の検査報告は定期的に行いましょう。

地震に備えて

…建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要… (耐震改修促進法)

特定建築物の 所有者の努力

多数の人が利用する病院、劇場、百貨店、事務所等の一定の建築物(特定建築物)の所有者は、現行の耐震基準に適合するよう建築物の耐震診断、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

耐震診断・ 耐震改修の指針

耐震診断・耐震改修の指針は国土交通大臣が定めています。

耐震改修計画 の認定

耐震診断の結果を踏まえ、現行の耐震基準が求める耐震性能を満たすように耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修計画について、所管行政庁の認定を受けることができます。

認定を受けると、建築基準法上の既存不適格建築物に係る制限の緩和、耐火建築物に係る制限の緩和、住宅金融支援機構による融資を受けることができます。また、認定手続きを行うことにより、建築確認の手続きが不要になるなど、所有者の負担を軽くするための措置が定められています。

…次のような建物は、ぜひ耐震診断を実施しましょう…

●比較的古い建築物

- ・昭和56年(1981)以前の建築物
- ・老朽化が著しい建築物

●バランスの悪い建築物

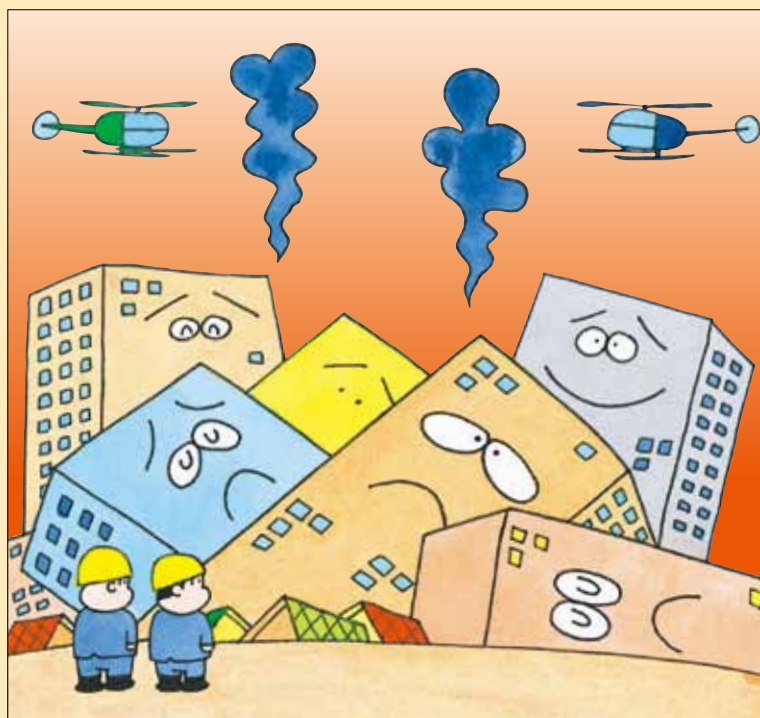
- ・1階がピロティの建築物
- ・大きな吹き抜けがある建築物
- ・壁、窓の配置が偏っている建築物

●多数の人が利用する建築物

- ・階数が3以上で、延べ面積1,000m²以上の建築物

●地震の際の避難確保上特に配慮を 要する人が主に利用する建築物

- ・老人福祉施設、幼稚園、保育所等



こんな制度も利用して

…災害に強い住宅・建物に改修・移転…

まずは相談
してみたい

耐震診断を
受けたら、
地震に強い
建物に
改修したい

がけ崩れ等の
危険があるため
移転をしたい

●相談窓口

地方公共団体などでは、耐震改修相談窓口を開設し、耐震診断・改修に関する相談に応じています。全国の相談窓口を一般財団法人日本建築防災協会のホームページ<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>で公開中です。

●補助制度

地方公共団体によっては、戸建て住宅の耐震改修や、耐震改修促進法に基づく設定を受けた、一定の要件を満たす建築物（マンション、オフィス、病院等）の耐震改修費用を補助する制度があります。この場合、国は地方公共団体に対して費用の一部を補助し、地方公共団体の取り組みを支援します。地方公共団体によっては、住宅などの耐震診断費用や耐震改修費用などを補助する独自の制度を設けている場合がありますので、地方公共団体にご相談ください。

●融資制度・税制

耐震改修工事を行う場合、住宅金融支援機構から長期低利の融資を受けることができます。また、住宅の場合、10年間、ローン残高の1%を所得から控除する住宅ローン減税、一定の区域内で耐震改修に要した費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（上限200万円）の10%相当額を所得税から控除したり、固定資産税を一定期間1/2に減額する耐震改修促進税制、中古住宅の購入の際のローン減税制度等があります。

●補助制度

がけ崩れ、地すべり、津波、高潮、出水等による危険があるため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域にある危険住宅の居住者が安全な場所に移転する場合、危険住宅の除去や、危険住宅に代わる住宅の建設、購入に要する借入金の利子相当額に対して補助を受けることができます。

誰でもできるわが家の耐震診断

— 木造住宅の耐震診断 —

木造住宅の所有者等が、自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるように「誰でもできるわが家の耐震診断」が作成されていますので、ご活用ください。

「誰でもできるわが家の耐震診断」は、問診表に答える形式で、一般財団法人日本建築防災協会のホームページに掲載しています。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html>

◇インターネットでできる「誰でもできるわが家の耐震診断」

「誰でもできるわが家の耐震診断」がインターネットの画面上で行えます。

◇リーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」

「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットは住宅の所有者や居住者がご自分の住んでいる住宅を診断するために使う場合には、ホームページからダウンロード（白黒版）できます。

専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け疑問や不安を感じられている方、その他ご相談のある方はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政担当部局にお問い合わせください。

耐震診断問診表の項目

1	建てたのはいつ頃ですか？
2	いまままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？
3	増築について
4	傷み具合や補修・改修について
5	建物の平面はどのような形ですか？
6	大きな吹き抜けがありますか？
7	1階と2階の壁面が一致しますか？
8	壁の配置はバランスがとれていますか？
9	屋根葺材と壁の多さは？
10	どのような基礎ですか？

誰でもできる わが家の耐震診断



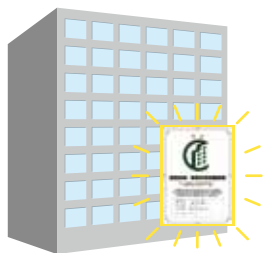
耐震診断・耐震改修マーク表示制度

一般財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センターおよび既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会では、「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を創設いたしました。（平成20年2月13日発足）

この制度は、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された建築物で、耐震診断、又は、耐震改修の結果、現行の耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針又は建築基準法に基づく耐震基準に適合することが確認できた場合に、その旨を表すマークを記載したプレート当該建築物に表示し建築物利用者等に情報提供することにより、建築物所有者・管理者の耐震安全意識向上を図るとともに耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応を可能とすることを目的としています。

昭和56年以前に建築された建築物※1で、耐震診断や耐震改修の確認等※2が行われた建築物の所有者・管理者がプレートの申請をした場合に交付者よりプレートが交付されます。

申請によりプレートの交付を受けた者は、プレートを当該建築物に表示することが出来るとともに、プレートの交付を受けたことをホームページや印刷物に掲載することができます。



見 本

耐震診断／耐震改修済建築物

一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター
既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

この建築物は、昭和56年以前に建築されたものですが、耐震診断、又は、耐震改修の結果、現行の耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針又は建築基準法に基づく耐震基準に適合している建築物です。

建築物名称	〇〇〇〇〇〇ビル
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
交付番号	〇〇〇〇
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付者	〇〇〇〇〇〇

プレートの交付

申 請（検査済証、判定書等添付）

交付者

特定行政庁

所管行政庁

耐震判定団体※3

ネットワーク委員会に参加している指定確認検査機関

耐震改修支援センター

※1 対象とする建築物とは

対象とする建築物は昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された以下の建築物です。

- (1) 耐震改修促進法に定める特定建築物に該当する用途、規模であるもの（用途例：体育館、病院、劇場、百貨店、ホテル、賃貸住宅、事務所、博物館、飲食店、工場など）
- (2) 分譲の共同住宅で、階数が3以上かつ延べ床面積1000㎡以上であるもの

※2 耐震診断や耐震改修の確認等とは

建築物の耐震性に関して、以下の確認等が行われた建築物です。

- (1) 耐震診断を実施した建築物の場合

耐震診断の結果について、耐震判定団体から、建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物

- (2) 耐震改修を実施した建築物の場合

イ. 耐震改修促進法における所管行政庁から耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受け、建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物

ロ. 建築基準法による建築確認を受けて耐震改修を実施し、完了検査が行われ、検査済証の交付を受けた建築物

ハ. 耐震判定団体から耐震診断・耐震改修計画の判定を取得して耐震改修を実施し、耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物

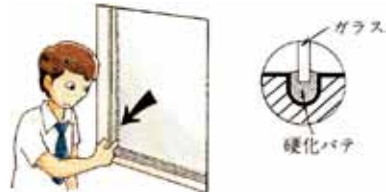
※3 耐震判定団体とは、ネットワーク委員会に参加し行政庁の指導等に基づいて耐震判定を行っている公益法人等の団体

窓ガラスの地震対策

窓ガラスは、宮城県沖地震(昭和53年)のような中規模の地震でも相当の被害が発生し、鋭い破片は室内に居る人や道路を歩いている人を傷つけます。

図のような危険性の高い窓の場合には、網入りガラス、合せガラスに取り替える等の改修をしたり、ガラス面に飛散防止用フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

1 硬化パテ止めのはめ殺し窓



パテは古くなると硬化してガラスが固定され、割れやすい。

2 大きなガラスのはめ殺し窓



ガラスが大きいほど、割れやすい。

3 隅部がガラス同志のつき合せになっている窓



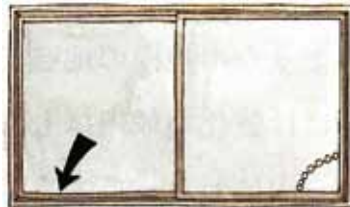
建物のゆれ、ねじれでガラス同志がぶつかり、割れやすい。

4 三連以上の連続した窓



外壁が少なく、建物がゆれると窓の部分の横ずれが大きくなり、ガラスが割れやすい。

5 古くて腐食した木や鉄製のサッシ



ガラスが外れ落下しやすい。

6 腰壁が低い窓



床が滑りやすいときは、家具調度で衝突してガラスを割ります。

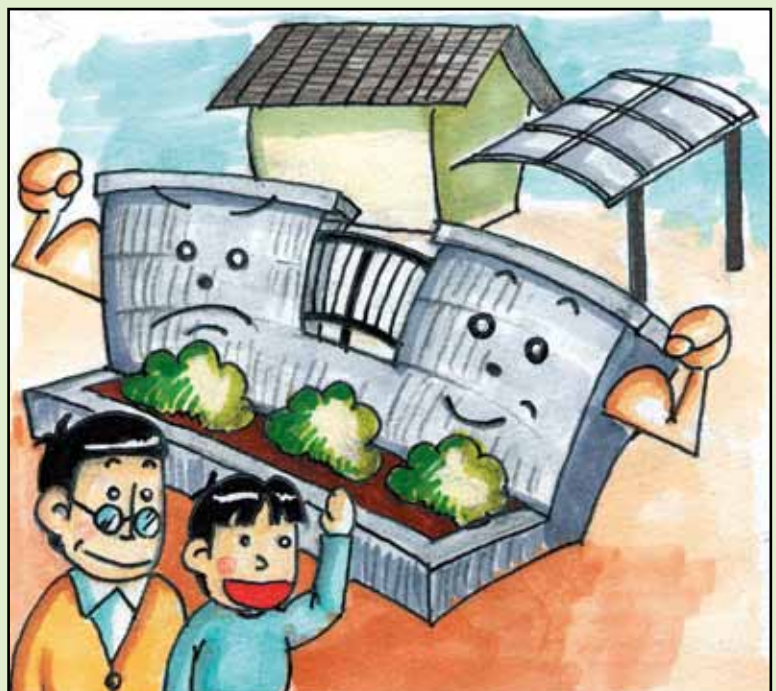
安心なブロック塀をめざしましょう

建築基準法等の規定を満足するブロック塀は、大きな地震にも耐えることができます。しかし、ブロック塀は、厳しい自然環境のもとで、年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、日頃から点検・診断し異常が認められたときには、転倒防止対策や改修を早急に行い、安心な生活空間の構築をめざしましょう。

ブロック塀の診断には、「ブロック塀の診断カルテ」による自己診断、専門知識をもつブロック塀診断士による精密診断があります。ブロック塀の診断に関する情報は、一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会にお問い合わせください。

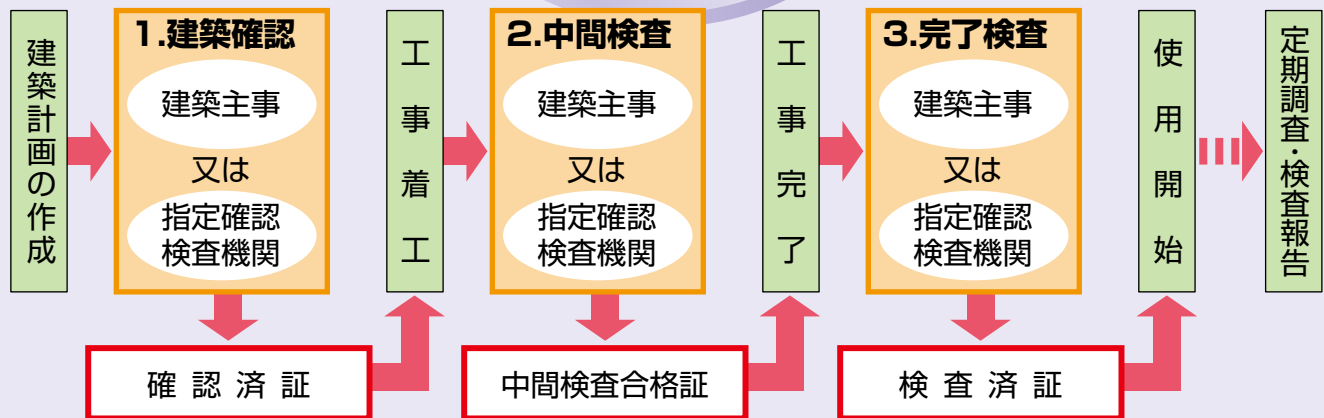
(ホームページ)

<http://www.jcba-jp.com>



建築の計画から使用まで

建物を建築するには、次のような手続きが必要です。適切に手続きを行い、安全な建築物を建てましょう。



1.建築確認

建築主は、都道府県や市町村の建築主事又は指定確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法等に適合していることの確認を受けなければなりません。

(⇒確認済証の交付)

※ 建築確認・検査を建築主事又は指定確認検査機関のいずれかで受けるかは選択できます。

なお、指定確認検査機関は、業務を行う区域などが指定されています。

※ 特定行政庁が指定した特殊建築物等、昇降機等や建築設備について定期調査・検査報告が義務づけられています。

(1～4ページ参照)

2.中間検査

都道府県や市町村が指定した工事の工程に達したときは、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

(⇒中間検査合格証の交付)

3.完了検査

工事が完了したときは、都道府県や市町村の建築主事又は指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

(⇒検査済証の交付)

地下室のある建物をお持ちの方・ご利用の方

豪雨の時には地下室は危険です

浸水の危険があるときは
早めに避難し、地下室に入らないようにしましょう



洪水時には、
必要な情報をいち早く知り、
避難することが大切です。

・市町村が作成する、浸水についてのハザードマップをよく見て、日頃から気をつけましょう。

(国土交通省のホームページ
<http://disaportal.gsi.go.jp> にハザードマップの作成状況がのっています。)

・また、浸水のおそれのある地下室等の構造や維持管理方法について解説した「地下空間における浸水対策ガイドライン」や、浸水被害が少なくなる住宅の建て方、対処方法等についてまとめた「家屋の浸水対策マニュアル」も参考にしてください。

(入手方法については一般財団法人日本建築防災協会にお問い合わせ下さい。ホームページ
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>)

建築物のアスベスト対策

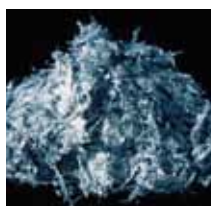
現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、露出したままで放置しているとアスベストが飛散するおそれがあります。露出した吹付けがされている建築物については、分析調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、早急に対策工事を行う必要があります。

●アスベストとは？

アスベストは、天然の鉱物で石綿（せきめん、いしわた）と呼ばれ、熱や摩擦等に強い特性があるので、これまで建築資材としてさまざまな形で使われてきました。現在では原則として、製造も使用も禁止されています。



白石綿
(クリソタイル)



青石綿
(クロシドライト)



茶石綿
(アモサイト)

写真提供：一般社団法人JATI協会

上記のほか、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトが検出された事案があることが判明しています。このため、写真の3種類に限定せず、トレモライト等を含む6種類すべてのアスベストを対象として分析調査を行う必要があります。

アスベストの繊維は、極めて細く軽いので、空気中に浮遊しやすく、人が吸入しやすいという特徴があります。アスベストを吸入すると肺の中に長期間残留するので、肺がんやアスベスト肺、悪性中皮腫等の原因となるおそれがあります。また、症状が進行するまで病気に気づかないという特徴があります。このため、速やかな対策が必要です。

●建築物における吹付けアスベスト等の使用例

●吹付けアスベストとは？

アスベストにセメント等の結合材を重量で30～40%混入し、水を加え吹付け施工されたものです。



天井断熱材

●アスベスト含有吹付けロックウールとは？

工場で製造された人造鉱物繊維であるロックウールにセメント等の結合材を重量で30～40%混入するほか、アスベストを含んで吹付け施工されたものです。



鉄骨耐火被覆

吹き付けアスベストは、昭和50年に原則禁止となり、アスベスト含有吹付けロックウールは平成元年までに使用が中止されました。現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは全面的に禁止されています。平成元年以前に建てられた建築物に吹付け材が使用されている場合には、その吹付け材にアスベストが含有しているおそれがあるといわれています。

●まずはアスベストの含有の有無を調査しましょう！

■分析機関の紹介

(社)日本作業環境測定協会ホームページ<http://www.jawe.or.jp/> を参照。

①吹付けアスベスト等の発見

露出して施工されている吹付けアスベスト等の有無について、建物を建設した業者への「問い合わせ」や「図面・資料」による確認、「目視」等により調査します。



②サンプリング

「アスベストの有無」や「含有率」について不明な場合は、現物をサンプリングし、分析機関に調査を依頼する必要があります。サンプリング時に、アスベストが飛散することもあるので分析機関等に依頼すると安全です。



③成分分析

分析機関では、サンプリングした試料の「アスベストの有無」や「含有率」を調べます。



●アスベストの飛散防止のための工事を行いましょう！

①除去工法

吹付けアスベスト等を下地から取り除く方法。アスベスト含有建材が完全に除去されるので、大地震の際にも剥落するおそれはなく、最も確実に建物を安全にする工法です。



②封じ込め工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま、薬剤等を含浸したり、造膜材を散布し、吹付けアスベスト等を固定することで飛散を防止する工法。除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工事が必要になります。



③囲い込み工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま板状材料等で覆うことで、粉じんの飛散や損傷防止等を図る工法。除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工事が必要になります。



一般財団法人日本建築センター及び一般財団法人ベターリビングでは、安全で確実な処理を行うためのアスベスト除去等の工法・技術の審査・証明事業を行っており、アスベストに関する情報提供を行っています。

●補助制度

地方公共団体によっては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物のアスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用や吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用について補助する制度があります。くわしくは、地方公共団体へご相談ください。

平成25年《建築物防災週間》協力

●岩手県

(一財)岩手県建築住宅センター

●宮城県

(一財)宮城県建築住宅センター

(一社)東北ブロック昇降機検査協議会

●秋田県

(財)秋田県建築住宅センター

秋田県建設技能組合連合会

●福島県

(一財)ふくしま建築住宅センター

●茨城県

(一社)北関東ブロック昇降機等検査協議会

(社)茨城県建築士会

(社)茨城県建築士事務所協会

(財)茨城県建築センター

●群馬県

(社)群馬県建築士事務所協会

●埼玉県

埼玉県電気工事工業組合

(社)埼玉建築士会

(社)埼玉県建築士事務所協会

(財)埼玉県建築住宅安全協会

●千葉県

(一社)千葉県昇降機等検査協議会

千葉県耐震判定協議会

●東京都

(一社)日本建築学会

コスモコントロール(株)

(一社)繊維補修補強協会

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会

(一社)文教施設協会

(一社)石膏ボード工業会

日本建築仕上材工業会

硝子繊維協会

(社)東京建築士会

ロックウール工業会

(一財)ベタリービング

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

(一社)東京都昇降機安全協議会

防火材料等関係団体協議会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

●神奈川県

(財)神奈川県建築安全協会

●静岡県

(一社)静岡県建築士事務所協会

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

静岡県建築物安全確保支援協会

●山梨県

(社)山梨県建築士事務所協会

(公社)山梨県建設技術センター

●長野県

長野県建築物防災協会

●新潟県

(一財)にいがた住宅センター

●石川県

(財)石川県建築住宅総合センター

●愛知県

(一社)中部ブロック昇降機等検査協議会

愛知県建築開発等行政推進団体協議会

(財)愛知県建築住宅センター

●三重県

(一社)三重県建築士事務所協会

●滋賀県

(一財)滋賀県建築住宅センター

●大阪府

(一財)日本建築総合試験所

(一財)大阪建築防災センター

(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会

●兵庫県

(財)兵庫県住宅建築総合センター

●奈良県

(財)なら建築住宅センター

●和歌山県

(財)和歌山県建築住宅防災センター

●島根県

(一財)島根県建築住宅センター

●広島県

(一社)中国四国ブロック昇降機検査協議会

●香川県

(株)香川県建築住宅センター

●高知県

(社)高知県設備設計事務所協会

●福岡県

(一財)福岡県建築住宅センター

●佐賀県

(財)佐賀県土木建築技術協会

●長崎県

(社)長崎県建設業協会

(一財)長崎県住宅・建築総合センター

●熊本県

(財)熊本県建築住宅センター

●大分県

大分県建築物総合防災推進協議会

●鹿児島県

(財)鹿児島県住宅・建築総合センター

●沖縄県

(社)沖縄県電気管工事業協会

日本建築行政会議, (公社)日本建築士会連合会, (社)日本建築士事務所協会連合会, (社)日本建設業連合会
(公社)ロングライフビル推進協会, (一財)日本建築センター, (一財)日本建築設備・昇降機センター, (一財)日本建築防災協会

※(財):財団法人 (社):社団法人 (公財):公益財団法人 (公社):公益社団法人 (一財):一般財団法人 (一社):一般社団法人と略記しています

★相談窓口(都道府県の建築担当課にお問い合わせ下さい。)